

担当	職業安定部需給調整事業室		
	室長	羽生	長由輝
	需給調整指導官	浅見	周作
	電話	0776-26-8617	

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令
及び労働者派遣事業改善命令について

福井労働局長（谷藤 仁）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令並びに同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分派遣元事業主

（1）特定派遣元事業主

名 称	合同会社	J O Y C A S T
代表者の職氏名	代表社員	堀 ^{ほり} 克行 ^{かつゆき}
事業所の所在地	福井県福井市中央1丁目20-25 三井ビル3階	
届出に関する事項	届出受理年月日	平成19年2月15日
	届出受理番号	特18-300068

第2 処分内容

（1）特定派遣元事業主

労働者派遣法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令
（労働者派遣事業停止命令の内容は第4のとおり）
労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
（労働者派遣事業改善命令の内容は第5のとおり）

第3 処分理由

合同会社 J O Y C A S T は、労働者派遣法第23条第1項において、提出しなければならないとされている事業報告書（様式第11号の2）について、平成24年度分について労働者派遣法施行規則第17条に規定する提出期限を経過しているにもかかわらず、これを提出せず、労働者派遣法の規定に違反したこと。

第4 労働者派遣事業停止命令の内容

全ての労働者派遣事業について、労働者派遣法第23条第1項の事業報告（様式第11号の2）が提出されるまでの間、労働者派遣事業を停止すること。

第5 労働者派遣事業改善命令の内容

労働者派遣法第23条第1項の事業報告書（様式第11号の2）について、平成24年度分を提出すること。

(参 考)

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（抄）

(許可の取消し等)

第 14 条

2 厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該一般労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(事業廃止命令等)

第 21 条

2 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主がこの法律（次章第四節の規定を除く。）若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(事業報告等)

第 23 条 一般派遣元事業主及び特定派遣元事業主（以下「派遣元事業主」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(改善命令等)

第 49 条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第 56 条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和 61 年労働省令第 20 号）（抄）

(事業報告書及び収支決算書)

第 17 条 法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主（以下単に「派遣元事業主」という。）は、毎事業年度に係る労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、派遣元事業主が当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書を提出したときは、収支決算書を提出することを要しない。

2 前項の事業報告書及び収支決算書は、それぞれ労働者派遣事業報告書（様式第十一号及び様式第十一号の二）及び労働者派遣事業収支決算書（様式第十二号）のとおりとする。

3 第一項の事業報告書及び収支決算書の提出期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限とする。

- | | |
|------------------------|------------------|
| 一 労働者派遣事業報告書（様式第十一号） | 毎事業年度経過後一月が経過する日 |
| 二 労働者派遣事業報告書（様式第十一号の二） | 毎年六月三十日 |
| 三 労働者派遣事業収支決算書（様式第十二号） | 毎事業年度経過後三月が経過する日 |

(権限の委任)

第 55 条 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 一 法第十四条第二項の規定による命令
- 二 法第二十一条第二項の規定による命令
- 四 法第四十九条第一項及び第二項の規定による命令